

⑤ 他都市のコミュニティ施策調査

コミュニティ施策実施の考え方、身近な地域施設の事例、住民組織等について他都市の実態を調査した。調査は住民組織の弱体化、中心市街地での過疎化等、横浜の将来課題を先取りしていると考えられる東京特別区、都下二市および指定都市の計三十五都市に依頼し、三十一市から回答を得た。さらに、回答のあった都市の中から、特徴的な施策を行っている七市にヒアリングを実施した。

1 調査対象都市における施策の現状

東京都の特別区、及び都下の多くの都市で、区(市)域全体をコミュニティ単位に区分し、そこに地域施設と地域組織をセットで配置しているという取り組みが行われている。

インフラの整備が一段落したあとの事業展開として考えられたり、特別区では本来こうしたきめ細かな施策の展開が主要な事業として期待されているなど、その動機は様々であるが、昭和四十八年からは三鷹市(コミュニティセンター+住民協議会)、四十九年から目黒区(住区センター+住区住民会議)、五十年からは中野区(地域センター+住区協議会)、五十一年からは武蔵野市(地域センター+住区協議会)というようにほぼ同時期に

始められた。そして、それぞれ十年から十数年をかけて、昭和六十年代初めにほぼ全域への配置を終えている。

2 1 かつちりとした組織・仕組みづくりから、活動支援等の柔軟な対応へ

このように、東京都区部、都下の各市ではコミュニティの設定、施設と地域組織の整備を組み合わせたきめ細かな施策をすすめてきたが、こうした方向にも若干の反省と見直しの動きが見られる。

昭和四十九年から十五年をかけて二十二の住区すべてに住区センターを整備し、住区住民会議を設置し、あわせてコミュニティ・カルテづくりなどにも取り組んできた目黒区でも、最近、既存の町内会との関係、住民会議自体のマンネリ化等様々な問題点が言われ、見直しの動きが出ている。コミュニティ活動は多様で移り行くので、住民会議は「情報」、「インキュベーター」、「コーディネート」活動を行い、直接の具体的活動はしない(『調査季報113号「居住環境整備再考」』高見澤)、というのが見直しの方向のようである。昭和五十五年からと、やや遅れてコミュニティ施設の整備を始めた足立区では、コミュニ

ティ単位の地域組織でなく、住区センターの運営主体としての「管理運営委員会」を設置し、この団体が若干の事業を行うようになっているのも、こうした流れに沿ったものといえるのかもしれない。ここではまた、まちづくり公社の設立、まちづくりトラストによるまちづくり支援など、新しい試みも行われている。世田谷区で昭和六十三年から進められている、まちづくりハウスやまちづくりセンターを中心とした市民参加のまちづくりの動きも、かつちりとした組織や仕組みづくりでなく、コミュニティの中で実際に行われている市民のまちづくりの活動を支援していくという、市民の動きに着目した柔軟な活動を目指すという点で、市民と行政との新しい関わり方を考える試みと言えるだろう。

3 先進都市の経験を生かす

横浜市の市民およびコミュニティはある程度成熟し、多様な活動が行われている。横浜市でこれまで比較的立ち遅れてきたコミュニティ施策の充実を図るにあたっては、こうした先進都市の動きを十分に評価し、横浜におけるコミュニティの実質的な活性化につながるような施策の方向を見定める必要がある。

- 1 調査対象都市における施策の現状
- 2 1 かつちりとした組織・仕組みづくりから、活動支援等の柔軟な対応へ
- 3 先進都市の経験を生かす

ティ-タイム-足立区コミュニティ推進課長

「新しい基本構想の中では『コミュニティ』という言葉をなくした。地域活動の支援でよい。地域に共通の課題が発生し、その解決のために、場と機会をやりわりと提供する、といったことでよい。その意味では、『地域学習』という言葉の方が適当だ。コミュニティは問題のないところでは不要ではないか。」

ティ-タイム-目黒区A住区サービス事務所長

「親睦的な事業を住区の会議でこなすのは住民も疲れている。」
「コミュニティ行政って、何のためにやるんでしょうね。」
「やっぱり基本は、関心のある市民や熱意への対応ではないでしょうか。エンドレスの道のりだなあ。」

表一他都市のコミュニティ施策

都市名	類型 ^{*)}	コミュニティ施策	特記事項
目黒区	I II III IV	【住民活動支援と計画的まちづくり】 ・22の住区(小学校区)に住区センターを整備 ・参加の場としての住区住民会議の設立 ・コミュニティカルテづくり→生活圏整備計画の作成 【コミュニティ振興策】 ・住区住民会議への運営費補助 ・まちづくり基金	・住区センターは建設後20年近く経過しているが利用経験者は28%と多くはない状況である。 ・住区住民会議と既存町内会の関係を見直すためにコミュニティ懇話会が設置され、次のような新しい住民会議のイメージを検討中。 ・住民会議は恒常的な地域活動はしない。 ・情報収集・情報交流・活動育成等を重視。 ・運営委員会と事務局(有給)を設置。 ・住民会議は自由参加とし、議決機能なし。 ・住区支援第三者組織を区に設置する。
足立区	I II III IV	【計画的まちづくりと住民参加】 ・地区環境整備計画に基づくまちづくりの展開 ・まちづくり地区連絡協議会の検討を経て作成 ・まちづくり推進委員会の設置(まちづくりのアドバイザー) 【準公共的領域のまちづくり】 ・㈸まちづくり公社によるまちづくり ・「まちづくりトラスト」による活動支援 【住区センターの建設】 ・連合町内会事務所的な利用	・地区環境整備基本計画に基づいて、70の地区まちづくり計画をたてるという、まちづくりの体系がつくられている。 ・70の地区に対応するための、役所の事務量や事業量の増大などの課題はあるが、実績が積み重ねられている。
中野区	II III	【地域の分権化・地域の合意形成の場の創出】 ・住区協議会による参加方式 ・施設の管理主体ではなく、審議会的機能 ・住民ニーズの具現化、地域交流イベント ・地域センターの建設 ・小区役所的な機能を果たす	・15の地域センターと住区協議会方式は小さな区役所・小さな協議会の役割を果たしてきた。
世田谷区	IV	【地域行政制度・地域行政ネットワークの形成】 ・出張所(26) 区民活動支援等 ・総合支所(5) 地域の区役所の機能 【地域計画】 ・公民の共同協力のまちづくりを 発展させるための計画 【ボランティア性を重視した双方向の住民参加】 ・「まちづくりセンター」のスタート ・「まちづくファンド」による組織・活動支援	・行政計画の標準化・画一化という弊害を排しまちづくりの計画・実践・評価・発展等の各過程ごとに住民と行政が共同協力するシステムを目指す。 ・まちづくりセンターは住民・行政・企業の中間的な位置にあって、住民の主体的力量を拡充していく仕組みである。 ・取り組みは始まったばかりである。
武蔵野市	II III	【計画的な施設整備と住民の自主参加】 ・地区区分とコミュニティセンターの配置(コミュニティセンターの建設はほぼ終了) ・コミュニティ協議会による自主参加、自主企画、自主運営	・コミュニティセンターづくりはほぼ終了し、コミュニティづくり(ハードからソフトへ)を検討する段階。 ・行政は仕組みを整えて、住民の自主的な活動に任せる方式。
三鷹市	I II III	【計画的な施設整備と住民の自主参加】 ・コミュニティ住区(人口2~3万人)の設定とコミュニティセンターの配置 ・住民協議会による自主的参加・企画・運営 ・コミュニティカルテ、まちづくりプランの作成	・コミュニティセンターづくりはほぼ終了。コミュニティカルテ最終報告として、各住区のまちづくりプランを作成。 ・行政は仕組みを整えて、住民の自主的な活動に任せる方式。
神戸市	I II IV	【計画的な施設整備と住民参加】 ・地域福祉センターの建設(小学校区) ・ふれあいのまちづくり協議会の自主管理 【その他のコミュニティ振興策】 ・まちづくり協議会の育成 ・コミュニティインストラクター制度 ・コミュニティ相談センター ・まちづくりセンターづくり(検討中)	・区行政が重視され、区にまちづくり推進課が設置された。 ・新たな支援システムとして、「ふれあいのまちづくり」による住民組織の認定という手法が導入された。

^{*)}類型は、コミュニティ施策のタイプとして以下の4つを想定

- I : まちづくり指針をもとに、行政と住民が共同で、地区ごとにまちづくりを展開
- II : 地域施設を核として、まちづくりを展開(地域施設への住民参加、住民主体の施設運営)
- III : 住民参加の主体として住民組織を形成することにより、地域のまちづくりを展開
- IV : その他、さまざまな支援による展開(まちづくりセンター、人的・資金的支援等)